

オーストラリアにおける 気候関連情報開示の 保証に関する規制の最新情報

2025 年 2 月

EY

Shape the future
with confidence

最新動向

オーストラリア監査・保証基準審議会 (Auditing and Assurance Standards Board : AUASB)は、オーストラリアにおける気候関連情報開示の保証に関する 2 つの新基準を承認しました。

これらの動向を理解することは、オーストラリア企業がサステナビリティ報告と保証の状況を理解する上で非常に重要です。本稿では、AUASB による主要な論点と決定事項を概説し、企業への影響と、コンプライアンスを確保するために企業が取るべき対応策を明らかにします。

主な内容:

- 企業の気候関連財務情報開示について、最低限段階的に保証することを規定した「保証パスウェイ」(Assurance pathway)が、AUASB によって最終決定されました。
- AUASB は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用されるサステナビリティ保証業務に関する新しい監査基準を承認しました。

サステナビリティ保証の段階的実施

気候関連財務情報開示の義務化を導入した 2001 年 の会社法改正では、企業は、財務諸表の監査人である監査法人から、気候関連財務情報開示に対して独立した保証を得ることが義務付けられました。改正会社法は、2030 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度から、サステナビリティ報告書を監査(合理的保証)の対象とすることを義務付けています。

同法は、それまでの間、サステナビリティ報告書が監査またはレビューの対象となる範囲(すなわち限定的保証)は、AUASB が発行する監査基準によって決定されると規定しました。

2025 年 1 月 28 日、AUASB は、ASSA 5010 Timeline for Audits and Reviews of Information in Sustainability Reports under the Corporations Act 2001 を承認し、企業の気候関連財務情報開示の様々な構成要素について、最低レベルの保証を取得しなければならないことを規定しました。AUASB が規定した保証の段階的な実施方法は、以下の表の通りです：

	1 年目*	2 年目	3 年目	4 年目
スコープ 1 および 2 の GHG 排出量	限定的			
ガバナンス		限定的***		
戦略 - リスクおよび機会**				
気候レジリエンス評価／シナリオ分析		限定的	限定的	合理的
移行計画	無し			
リスク管理				
気候関連の指標および目標				
スコープ 3 の GHG 排出量	該当しない			

* グループ 1、2、3 にも同じ保証パスウェイが適用されます。

** 重要な気候変動に関連する財務リスクと機会が存在しない場合の保証の段階付けは、「戦略 - リスクおよび機会」の場合と同じです。

*** AASB S2 気候関連開示の第 9 項(a)、第 10 項(a)および第 10 項(b)のみ。



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



会社法では、グループ1、グループ2、グループ3企業に対して、それぞれ異なる初回の適用時期を規定しています。グループごとに初回の適用時期は異なるものの、全グループが、適用初年度から適用4年目まで同じ「保証パスウェイ」をたどることになり、サステナビリティ報告書全体（すなわち、企業の気候関連財務情報開示）が合理的保証の対象となります。

適用初年度においては、少なくとも以下の開示が限定的保証の対象となります（AASB S2 気候関連開示の付録Dにある、関連する一般的開示を含む）：

- ・スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス（GHG）排出量（AASB S2 第29項(a)(i)(1)-(2)及び第29項(a)(ii)-(v)参照）。

- ・ガバナンス（AASB S2 第6項参照）。

- ・戦略、具体的には、企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に予想される気候関連リスクと機会について、それらが物理的リスクか移行リスクかを含め、開示しなくてはなりません（AASB S2 の第9項(a)、第10項(a)及び第10項(b)を参照）。

AASB S2 が求めるその他の全ての開示は、1年目は限定的保証の対象とはなりませんが、企業は、サステナビリティ報告書においてこれらの開示を行う必要があり、企業の取締役は、サステナビリティ報告書が AASB S2 に従って作成されているという宣言を行う必要があります。初回のサステナビリティ報告書で開示する必要のない開示は、企業のスコープ3の温室効果ガス排出量のみであり、企業が AASB S2 C4 項(b)で認められている移行措置の適用を選択した場合には、開示する必要はありません。

1月1日から6月30日までの間に年次報告期間が開始するグループ1企業は、1年目のサステナビリティ報告書と2年目のサステナビリティ報告書の両方に、1年目の保証パスウェイを適用することができます。1年目の保証パスウェイを適用した2年目には、企業は、スコープ3のGHG排出量を開示する必要がありますが、その年のサステナビリティ報告書の開示に保証は必要ありません。

2年目と3年目には、AASB S2 で要求されるすべての開示が限定的保証の対象となり、4年目には、これらの開示すべてが、合理的保証の対象となります。すべての開示について限定的保証の対象となる最初の企業は、2026年7月1日を開始する年次報告期間を有するグループ1企業となり、

全ての開示について合理的保証の対象となる最初の企業は、2028年7月1日に開始する年次報告期間を有するグループ1企業となります。

公開草案 02/24「Proposed Australian Standard on Sustainability Assurance ASSA 5010 Timeline for Audits and Reviews of Information in Sustainability Reports under the Corporations Act 2001」で提案された保証パスウェイについて、AUASB が行った主な変更以下のこととおりです：

- ・スコープ1と2のGHG排出量の合理的保証の時期を延期し、2年目に開始する予定でしたが、4年目から開始されます。

- ・1年目に限定的保証の対象となる戦略の開示の範囲が縮小されます（例えば、現状および予想される財務的影響などの開示の限定的保証は2年目のみとする）

- ・1月1日から6月30日に始まる年度を有するグループ1企業は、2年目も1年目の保証を続けて適用し、その後すべてのグループ1企業は2年目の保証を適用することを明確にしました。

AUASB が規定した段階的モデルは、最低限必要な保証のレベルを示しています。EY は、多くの企業が最低要件を超える保証を得ることを期待しています：

- ・公表された情報の完全性を守るため
- ・資本提供者の期待に応えるため

各企業の気候関連財務情報開示は、ステークホルダー、特に投資家から厳しく精査されることは間違いません。主に、シナリオの一貫性、レジリエンス評価、主要な判断と仮定など、複雑な報告要件が精査されることになります。すなわち、気候関連報告、財務報告、サステナビリティ報告、市場における公表資料の関連性と一貫性が重要になります。

EY は、CFO、取締役会、監査人に対し、保証の行程を含む監査計画の更新、ベースライン保証の検討など、新たな保証要求事項に対する準備を開始することを推奨します。

¹ グループ1～3の決定及び初回適用の時期についての詳細は、SDハブ発行の「気候変動に関連する財務情報開示の義務化：最新情報と概要」を参照のこと。

² 会社法では、企業のサステナビリティ報告書は、取締役による宣言を含めることを定めており、取締役の意見として、サステナビリティ報告書の内容が、AASB S2に準拠していることを含め、会社法に準拠しているか否かを表明する必要があります。気候変動に関連する財務情報開示の義務化の最初の3年間（2025年1月1日から2028年1月1日まで）は、取締役は、サステナビリティ報告書の内容が会社法に準拠していることを保証するために、企業が合理的な措置を講じたかどうかについての意見表明のみが求められます。



オーストラリアのサステナビリティ保証基準の承認

国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、サステナビリティ保証に関する国際的な包括的基準である「ISSA 5000 サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項」(ISSA 5000)を策定しました。この基準は、サステナビリティ保証業務のすべての段階に対応する「包括的(end-to-end)」な基準として策定されています。

オーストラリアでは、2025年1月28日に、AUASBがISSA 5000に相当するASSA 5000を承認し、2025年1月1日から有効となりました。従って、2025年1月1日以降に開始する会計年度については、気候関連財務情報の報告が、ASSA 5000に基づく保証の対象となります。

ISSA 5000の発効日が2026年12月15日以降に開始する会計年度であることから、オーストラリアは、実質的にISSA 5000を早期適用することになります。

なぜこのことが重要なのか？

オーストラリアでASSA 5000が早期に採用されたことにより、企業は報告義務化の当初から、一貫性のある包括的なサステナビリティ保証の枠組みに従うことになります。高度な国際基準との整合性により、保証の要求事項が明確で強固なものとなり、監査人や企業にとって、より明確で一貫性のあるものとなります。これは、オーストラリア企業にとって新たな複雑性をもたらすかもしれません、最終的には、気候変動に関連する財務情報開示の信頼性と確実性を高め、ステークホルダーや資本提供者の高まる期待に応えるものとなります。

ASSA 5000は、これまでサステナビリティ保証に使用されてきた既存の規格(ASAE 3000)に代わるものです。新基準の要求事項はより厳格であり、要求される手続きは財務諸表監査の要求事項に近いものとなっています。具体的には、この基準は、保証要求事項を財務報告目的の要求事項とより密接に連携させ、また、より確実な要求事項と指針を提供するために、特定の既存および新規の監査基準から対象となる事項を取り入れています。

以下の表は、サステナビリティ報告に関する監査業務の水準に影響を与える可能性のある主な項目の概要です：

テーマ	ASSA 5000	オーストラリア企業にとっての意味
限定的保証と合理的保証の差異	特に、リスクの識別と評価およびそれらリスクへの対応に関する監査人が実施する手続の差異に関連して限定的保証と合理的保証を明確に区別します。	企業が無保証から限定的保証、そして合理的保証へと移行する今後数年間で、監査のテスト、監査証拠の要求、監査手続の強固が大幅に図られる経営者は予期すべきです。
内部統制とリスク評価	IT全般統制を含む企業の統制環境を十分に理解することが求められます。新しい監査基準(ISA315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」)の概念もIT環境に関して取り入れられており、リスク評価の識別と文書化に関する要求事項も強化されています。	監査計画の段階において質問項目が多く、そのための時間が必要となります。サステナビリティ報告に関する内部統制に関わる統制環境、ITシステム、統制活動、リスク評価、モニタリングに関して、詳細な質問が行われます。ITシステムと統制を包括的に理解し、リスクを評価する必要があります。
専門家の利用	財務諸表監査要件と同様の「専門家の利用」要件(ISA620に準拠)。監査人は、外部専門家の適性、能力および客観性を評価し、文書化し、専門家の作業の性質、範囲および目的について専門家と合意し、専門家の作業の妥当性を評価することが要求されます。	監査人は、サステナビリティ報告プロセスで経営者が利用した第三者である専門家と直接関与することを要求することがあります。専門家が実施した作業範囲、前提条件の根拠、専門家が適用した方法論、専門家の経験と資格に関する詳細な情報が求められることがあります。
見積り	見積りに関する新しい監査基準(ISA 540「会計上の見積りの監査」)の要求事項を取り入れることにより、既存の原則を拡張しています。監査人は、採用した見積りについて十分かつ適切な証拠を入手しなければなりません。	サステナビリティ開示における見積もりに関して、より高度な文書化が要求されます。監査人は、見積りの作成に使用した方法および過年度からの見積りの変更に関する情報を経営者から入手する必要があります。さらに、合理的な保証のために、監査人は、見積りに使用されている基礎データと仮定をテストし、場合によっては、経営者の見積りと比較するために、独自の見積り(又は許容範囲)を作成することが要求されます。
重要性	一部の項目だけでなく、サステナビリティ報告書全体が保証の対象となります。そのため、報告書全体とすべての開示について重要性の検討が必要となります。重要性は、定量的開示と定性的開示について判断されなければならず、定量的数値については、保証テストの閾値を決定する監査上の重要性を別途設定しなければなりません。	報告書全体が保証の対象となるため、より多くの開示が保証業務の範囲となり、重要性があるとみなされます。「監査上の重要性」の適用により、リスクに基づき、重要性のより低いレベルでテストを行うことになります。

企業が行う開示レベルが大幅に引き上げられるだけでなく、新しいASSA 5000に基づいて財務諸表監査人に求められる関連保証は、以前のサステナビリティに関わる業務と比較して、時間と監査の業務が大幅に増加するでしょう。さらに、要求される保証のレベルは、時間の経過とともに(限定的なものから合理的なものへと)引き上げられるため、複数年にわたる作業となり、監査人の関与水準は、1年目から4年目以降まで継続的に増加すると予想されます。



なぜそれが重要なのか？（続き）

また、ASSA 5000 は、サステナビリティ保証業務を行う業務実施者が、APES 110 職業会計士の倫理規定（独立性基準を含む）およびサステナビリティ保証に関する国際倫理規定（国際独立性基準を含む）の第 5 部の規定に従うことを規定しています。これらの基準は、サステナビリティ報告および保証の完全性、質および有効性に対するリスク（例えば、偏見、利益相反、非倫理的行為への圧力、グリーンウォッシュを含む不正行為、法規制の非遵守）および保証業務実施者の独立性に対する脅威などの事項を取り扱っています。

結論と次なるステップ：

AUASB の最近の改定により、オーストラリアにおける気候関連情報開示の保証は著しく進展しました。ISSA 5000 のオーストラリア版が早期に採用されたことと、サステナビリティ保証の段階的な見直しが提案されたことで、企業とその監査人は、最低限の保証要求事項を明確にすることができますようになりました。これらの変更により、企業はより厳しい保証要求事項への対応が求められ、気候関連情報開示が最高水準の品質と倫理を満たすことが保証されることになります。

企業は、新たな要求事項を理解し、現在の報告・保証プロセスを見直し、要求される監査の業務の増加に対する計画を立てるなど、これらの変更に対する準備を始める必要があります。この準備には、すべての重要な開示が適切に文書化され、証拠に裏付けられていることを確認するだけでなく、内部統制、リスク評価、専門家の利用の徹底した検討も必要です。

規制が進化し続ける中、企業がサステナビリティ報告と保証に積極的に取り組むことは極めて重要です。企業は公表情報の完全性を守り、資本提供者の期待に応え、よりサステナブルな未来の構築に貢献することができるでしょう。

次のステップ：



監査人との連携

新しい保証要求事項への円滑な移行を確実にするため、財務諸表監査人と緊密に協力し、企業独自の報告優先順位に合わせた保証スケジュールについて取り決めます。

現在のプロセスと保証態勢の見直し

現在のサステナビリティ報告および保証体制を見直し、ギャップや改善点を特定します。気候関連情報開示の保証に対する信頼性を高めるため、プレ評価活動や早期における保証手続きを検討します。

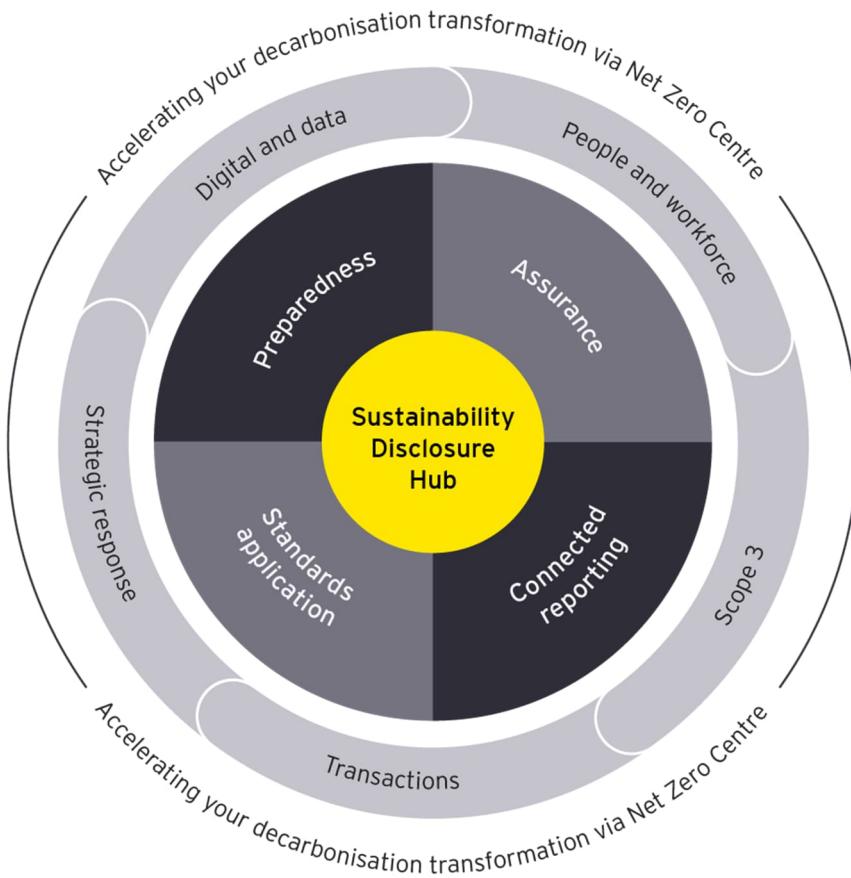
監査業務の増加への備え

文書化や証拠収集の改善など、新基準の下で要求される監査業務による負担の増加に備えます。保証の準備を整えるため、早期に事業体全体のデータ所有者の参加を促す必要があります。

継続的な情報収集

ASSA 5000 および関連基準の実施に関する AUASB のガイダンスや最新情報を常に入手します。

Sustainability Disclosure Hub



EY サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、オセアニアの企業が気候やサステナビリティ関連の報告義務化に備えるための実践的なガイダンスをご提供します。

オセアニアマーケットをリードする財務・非財務報告の専門家が率いるサステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、[オーストラリア会計基準審議会](#)(AASB)やニュージーランド外部報告委員会(XRB)による気候変動関連の開示要求事項の策定を含む、[国際サステナビリティ基準審議会](#)(ISSB)の業務や現地マーケットの洞察に通じた財務・非財務報告戦略、対応、保証専門家集団として、EY の専門知識を国内外に提供しています。サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、EY ネット・ゼロ・センターと緊密に連携し、EY のクライアントが適切なタイミングで適切な意思決定を行い、ネットゼロの経済社会で成功するための道筋をつけることができるようサポートしています。ご不明な点等ございましたら、サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ・チームにご相談ください。

Contact us

Sustainability Disclosure Hub



Meg Fricke
Climate Change and
Sustainability Services
meg.fricke@au.ey.com



Nicky Landsbergen
Climate Change and
Sustainability Services
nicky.landsbergen@au.ey.com



Megan Wilson
Assurance
megan.wilson@au.ey.com



Megan Strydom
Financial Accounting
Advisory Services
megan.strydom@au.ey.com



Rebecca Dabbs
Climate Change and
Sustainability Services
rebecca.dabbs@au.ey.com



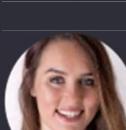
Pip Best
Climate Change and
Sustainability Services
pip.best@nz.ey.com



Glenn Brady
IFRS Professional Practice
glenn.brady@au.ey.com



Murray Anderson
Assurance (Financial Services)
murray.anderson@au.ey.com



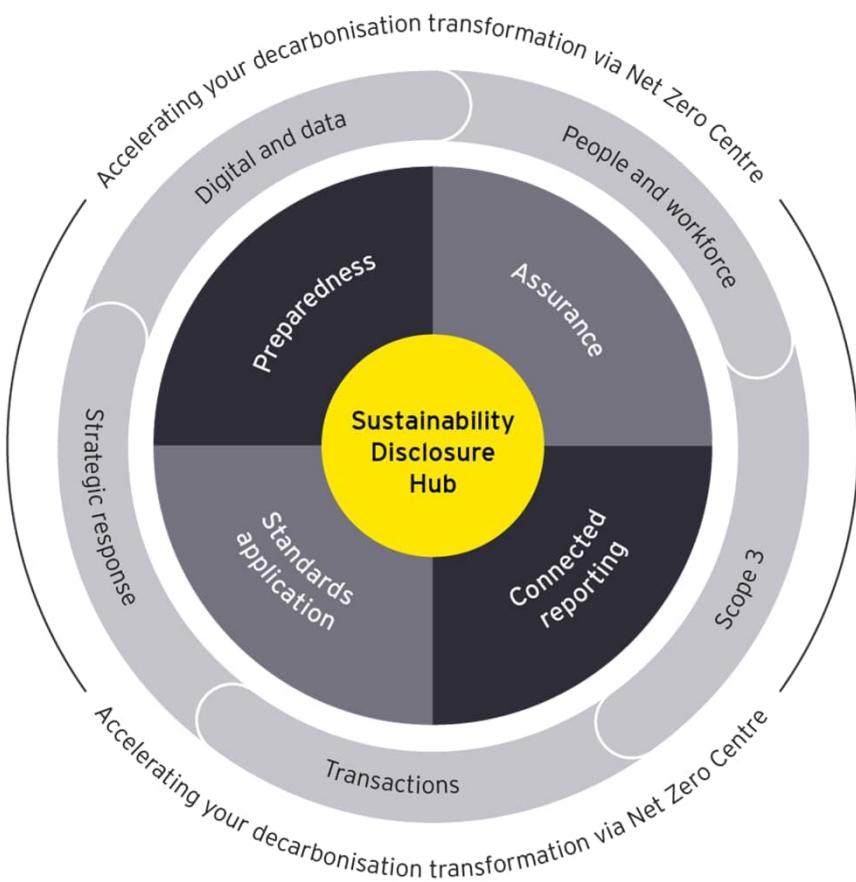
Shae de Waal
Climate Change and
Sustainability Services
shae.de.waal@au.ey.com

Net Zero Centre



Emma Herd
Climate Change and
Sustainability Services
emma.herd@au.ey.com

EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト



Contact us



Oceania Leader
Patrick Giles-Jones
ジャイルズ・ジョーンズ
パトリック
Partner, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170



JBS Assurance Leader
Ayumi Koiwai
小岩井 歩
Director, Assurance
+61 2 9248 5924



JBS Sydney Leader
Junya Shinozaki
篠崎 純也
Director
+61 2 9248 5739

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2025 Ernst & Young, Australia
All Rights Reserved.

EYSCORE 000682-25-AUNZ
ED None



In line with EY's commitment to minimize its impact on the environment, this document has been printed on paper with a high recycled content.

Ernst & Young is a registered trademark.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com